

介護福祉士修学資金等貸付【障害福祉分野就職支援金貸付事業】
募集要項

この制度は、他業種等で働いていた者等であって、一定の研修等を修了し、障害福祉分野に就労しようとする者に対し、就職支援金を貸付け、介護人材の確保及び定着を支援することを目的とする。

実施主体 社会福祉法人 高知県社会福祉協議会

貸付対象 次の全てに該当する者

- (1) 次のいずれかの研修を受講し、修了した者又は修了を予定している者
 - ①介護福祉士
 - ②実務者研修・介護職員基礎研修・介護職員初任者研修のうちいずれか
 - ③居宅介護職員初任者研修
 - ④障害者居宅介護従事者基礎研修
 - ⑤重度訪問介護従業者養成研修（基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講すること。）
 - ⑥同行援護従業者養成研修（基礎、応用を受講すること。）
 - ⑦行動援護従業者養成研修
- (2) 障害福祉サービスを提供する事業所若しくは施設において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者（以下、「障害福祉職員」という。）として就労した者若しくは就労を予定している者
- (3) 「就職支援金利用計画書」（第3号様式）を提出した者
- (4) 原則として高知県内に住民登録している者であって、別紙1に定める区域及び（2）に定める事業所又は施設で障害福祉職員の業務に従事しようとする者

※「離職介護人材再就職準備資金貸付事業」又は「介護分野就職支援金貸付事業」の貸付けを受けたことがある者は除く。

貸付内容

- 1 貸付額 200,000円と就職支援金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額以内とする。（1回のみ）
- 2 資金の使途について
 - ①子どもの預け先を探す際の活動費
 - ②介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費
 - ③障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
 - ④敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
 - ⑤通勤用の自転車又はバイクの購入費
 - ⑥その他、高知県社協会長が就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

3 貸付利子 無利子

4 交付方法 一括

連帯保証人

貸付けを受けるには、連帯保証人を立てなければならない。連帯保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

1 人数 1名以上

○貸付申請者が未成年者である場合の連帯保証人は法定代理人でなければならない。ただし、当該法定代理人が返還債務を負担する資力を有しない場合は、別に返還債務を負担する資力を有する者を立てなければならない。

2 連帯保証人としての要件

次の（１）から（３）の要件をすべて満たす個人を連帯保証人とすることができる。

（１）連帯保証人は、成人の者で、うち１名は、次のアからウのいずれかの書類により、貸付申請額を上回る資力を有していなければならない。

ア 所得証明書、源泉徴収票、確定申告書（控）、年金振込通知書等

- ・給与収入額又は公的年金収入額
- ・営業所得、不動産所得等

イ 預貯金残高を確認できるもの

- ・預金残高

ウ ア及びイ以外

- ・その他、資力を有すると認められる客観的な判断資料

（２）日本国籍を有する者、特別永住者又は永住者の在留資格を持つ外国籍の者でなければならない。

（３）連帯保証人は、法定代理人である場合を除き、本修学資金の借受人又は連帯保証人になっていないこと。

◇法人保証について（法定代理人以外の個人の連帯保証人を立てることが困難な場合）

次の（１）から（４）の要件をすべて満たす法人を連帯保証人とすることができる。

（１）法人として登記されていること。

（２）健全な財務体質を有しているとして、次の要件を満たしていること。

決算書類から法人の経営状況を確認し、３年間純資産がプラスであること。

- ・純資産＝資産合計－負債合計

（３）保証能力を有していること。

本修学資金において、１つの法人が連帯保証できる金額の上限は１００，０００千円または直近の決算書の現金預金の、いずれか低い金額とする。（連帯保証額の計算は、法人が連帯保証しようとする新規貸付決定予定額と、既に法人が連帯保証している貸付決定額（既に免除となった金額は除く）の合計とする。）

※法人保証の上限金額の範囲内で、年度毎に直近の決算書類にて限度額を算定

（４）連帯保証人として、返還完了まで借受人の債務を保証することを理事会又は取締役会で決定していること。

法人保証の際の留意事項

- ・事業所の雇用主、役員又は事業所自体が連帯保証人となる場合は、資格取得後の特定の施設等での勤務をあらかじめ義務付けるような条件を付してはならないこと。
- ・借受人が退職、他の法人へ転職などの理由により借受人と連帯保証人となった法人との関係に変化があっても、連帯保証人としての契約は無効にならず、返還免除又は返還完了となるまで契約は継続されることとなる。

就職支援金の返還債務の免除

障害福祉職員として就労した日と研修を修了したいずれか遅い日の属する月以降、別紙１に定める区域において２年間引き続き従事したとき。

就職支援金の返還について

- 次に該当する場合には、貸付けを受けた就職支援金を返還しなければならない。
 - （１）就職支援金貸付の貸付契約が解除されたとき。
 - （２）別紙１に定める区域において障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき。
 - （３）業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 返還期間 貸付決定者と協議のうえ、最大１２ヶ月までとする。
- 返還の方法 月賦又は半年賦の均等払方式

申請について

- １ 申請期間 就職日から原則３ヶ月以内（内定日から申請可）
- ２ 申請方法 申請書類を、高知県社会福祉協議会 福祉資金課あてに提出すること。
- ３ 申請書類
【貸付申請者】

申請書類	チェック欄
１ 貸付申請書（第１号様式）（個人の場合は第１－１号様式、法人の場合は第１－２号様式）	☐
２ 身上調書（第２号様式）	☐
３ 申請者の住民票（外国籍の場合は、国籍・地域、在留資格、在留期間等及び在留期間の満了日の記載ありのもの）（発行後３ヶ月以内のもの）	☐
４ 資格証明書又は研修修了書の写し（研修受講中の場合は、受講証明書の写し）	☐
５ 就職支援金利用計画書（第３号様式）	☐
６ 就職先の内定書等の写し（就職決定後には、雇用契約書の写し）	☐
７ 個人情報の取扱いについて（同意書）別紙２	☐
８ その他必要と認められる書類 ・貸付申請額の根拠となる書類など	☐

【連帯保証人】

個人 の場合	申請書類	チェック欄
	1 住民票（外国籍の場合は、国籍・地域、在留資格、在留期間等及び在留期間の満了日の記載ありのもの）（発行後3ヶ月以内のもの）	☐
	2 収入又は所得若しくは資産を証明する書類	☐
	3 その他必要と認められる書類	☐
法人 の場合	1 登記事項証明書（履歴事項全部証明書。発行後3か月以内のもの）	☐
	2 直近3年間の決算書の写し（総括分のみ）	☐
	（1）貸借対照表	☐
	（2）事業活動計算書等の損益計算を表す決算書類	☐
	（3）資金収支計算書等のキャッシュフローを表す決算書類（※作成している法人のみ）	☐
	3 法人として連帯保証人となる決定が確認できる書類（理事会議事録、取締役会議事録の写し等）	☐

※法人が連帯保証人となる場合の書類の注意事項について

①決算書について

提出は統括分のみ直近3か年分です。拠点別・事業別明細は含みません。

②連帯保証に関する法人としての決定が確認できる書類について

- ・連帯保証人となる法人は、本会の介護福祉士等修学資金貸付金の保証人となることを、理事会又は取締役会等で承認されたことが確認できる議事録等の写しを提出して下さい。
- ・複数の貸付対象者の連帯保証人となる場合には、連帯保証する貸付対象者名と貸付金額がわかる一覧表を添付してください。
- ・申請時に、理事会等が開催できずに議事録の提出ができない場合には、「連帯保証人承諾書」を提出し、理事会等開催後に速やかに議事録を提出してください。（貸付けは、理事会等議事録の写し等が確認できた後となります。）

③1つの法人が同時に複数の貸付けの連帯保証人として申込む場合、共通する書類については1部の添付で可。

④その他、必要に応じて、上記以外の書類等の提出を求める場合があります。

【問い合わせ先及び申請先】

（福）高知県社会福祉協議会 福祉資金課

〒780-8567 高知市朝倉戊375-1

TEL 088-844-4600 （平日 8:30～17:15）

別紙 1 就職支援金の返還免除に係る区域

1 業務従事区域

(1) 高知県の区域

(2) 以下の施設等において業務に従事する場合は、全国の区域

国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等

※国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含む。

個人情報の取り扱いについて（同意書）

「個人情報の取扱い説明書」及び「個人情報取扱事務概要説明書」をお読みいただき、次の各項目について、理解・同意していただける場合にはチェックを入れ、署名・捺印をして下さい。

☐ 私は、「個人情報の取扱い説明書」及び「個人情報取扱事務概要説明書」により、貴会における個人情報の取り扱いについて理解しました。

☐ 私は、資金貸付の利用に伴い、申込書などの提出書類に記載した個人情報について、「個人情報の取扱い説明書」及び「個人情報取扱事務概要説明書」並びに高知県社会福祉協議会の規則に基づいて取り扱われることに同意します。

令和____年____月____日

貸付申請者 氏名 _____ (印)

法定代理人 氏名 _____ (印)

法定代理人 氏名 _____ (印)

連帯保証人 1 氏名 _____ (印)

連帯保証人 2 氏名 _____ (印)

(各々が自署にて署名押印すること。)

個人情報 の 取扱い 説明書

～介護福祉士修学資金等貸付【障害福祉分野就職支援金貸付事業】の 申込・利用にあたって～

1 個人情報 の 利用目的

介護福祉士修学資金等貸付【障害福祉分野就職支援金貸付事業】（以下、「本事業」という）の円滑な実施のため、資金の貸付けを受けた者の業務従事状況を把握するとともに、就職支援金の貸付・返還等を適切に行うことを目的として個人情報を収集・利用します。

2 個人情報 の 収集について（個人情報の種類・収集先）

本会は、資金の貸付けに際して個人情報を収集する時は、**別紙2-付属資料2**の概要説明書に基づき、必要な情報のみを適法かつ適切な方法により収集します。

また、本事業は、真に必要な者に対して資金の貸付けを行うものであるため、資金の貸付申請者の世帯構成員の個人情報も収集します。（申込書の身上調書には世帯構成員の状況を記入いただくとともに、連帯保証人の所得証明書を添付いただくこととなっています。）

3 個人情報 の 利用・提供について

本事業において個人情報を利用する場合は、上記1による利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、下記のとおり第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

- ① 市町村社会福祉協議会及び都道府県社会福祉協議会
- ② 高知県及び市町村行政等の機関
- ③ 貸付けを受けた者が貸付金の返還債務の免除を受けるまで又は貸付金の返還が終了するまでに従事した業務従事先
- ④ 各種金融機関
- ⑤ 司法機関、弁護士及び司法書士等の法律家
- ⑥ その他の関係機関
- ⑦ 連帯保証人及び連帯保証人の家族又はその他の債務代行者

別紙2-付属資料2

個人情報取扱事務概要説明書

年	月	日	平成21年 4月17日	
変	更	年	月	日
個人情報取扱事務の名称			介護福祉士等修学資金貸付事業	
個人情報の利用目的			介護福祉士等修学資金貸付事業（以下、「本事業」という）の円滑な実施のため、修学生の修学状況や卒業後の業務従事状況を把握するとともに、修学資金の貸付・返還等を適切に行うことを目的として個人情報を収集・利用します。	
個人情報の種類	基	本	的	事
	心	身	の	状
	家	庭	生	活
	社	会	生	活
	資	産	・	収
	そ	の	他	
個人情報の収集先			☒ 本人 ☒ 本人以外（規則第6条第4項（1.4.5.6）該当） 本人以外 の区分 ☒ 行政機関 ☒ 市町村社協 ☒ その他福祉関係者 ☒ 民間・私人 ☒ その他（金融機関、司法機関、法律家） ☐ 本会内	
個人情報の利用・提供方法			本事業において個人情報を利用する場合は、上記の利用目的を範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とする。 ただし、貸付者の選考や返還業務等のために必要な範囲内において、下記に対して個人情報を収集・提供、また共有することがあります。 ①介護福祉士等修学資金貸付選考会 ②就学中又は就学した介護福祉士等養成施設 ③市町村社会福祉協議会及び都道府県社会福祉協議会 ④高知県及び市町村行政等の機関 ⑤貸付けを受けた者が貸付金の返還債務の免除を受けるまで又は貸付金の返還が終了するまでに従事した業務従事先 ⑥各種金融機関 ⑦司法機関、弁護士 ⑧その他の関係機関 ⑨連帯保証人及び連帯保証人の家族又はその他の債務代行者	
個人情報の目的外利用の有無			☐ 有（第7条第1項（ ）） ☒ 無	
個人情報の目的外提供の有無及び提供先			☒ 有（第7条第1項（2.4）） ☐ 無 提供先 ☒ 行政機関 ☒ 市町村社協 ☐ その他福祉関係者 ☐ 民間・私人 ☒ その他（司法機関、法律家） ※法令等の規定に基づくとき。 ※個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。	
個人情報のオンライン結合の有無			☐ 有 ☒ 無	
外部委託の有無及び内容			☐ 有 ☒ 無 委託内容	
備考				
担当部署			福祉資金課	